

はじめに

この活動計画は、大野市社会福祉協議会が、地域住民や関係機関・団体と連携・協働しながら地域福祉活動を進めるために策定した計画です。

大野市においても、少子高齢化や地域の助け合い機能の低下などが進んでおり、誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会をつかっていくために、市民一人ひとりが、より意識的な地域福祉活動の実践をしていくことが求められています。

また、様々な福祉ニーズや課題に対応し、それぞれの地域や、支援を必要とする方々の状況に添ったよりよい支援活動を進めるに、多様な個人・団体がお互いに協力し合い、連携・協働していくことが望まれます。

しかし、それぞれが持っている意識や価値観、思い、情報の内容や量の違いなどから、市民の参画や個人・団体間の連携・協働を進め、成果をあげていくには、それなりの時間や手順が必要であり、この計画は、そのための一つの指針として位置づけることができます。

こうしたことから、この計画の策定にあたっては、市民や関係機関・団体の方々に策定委員をお願いし、ご協力をいただきながら、課題の把握や集約、解決策の検討を進め、計画案の策定を進めてまいりました。

平成23年からの5ヵ年、大野市社会福祉協議会は、この計画に基づき、地域福祉活動を進めてまいりますが、本市における地域福祉の一層の充実を目指し、幅広い市民・関係機関・団体の方々と手を携えながら取り組みを進めてまいりたいと存じます。また社会情勢や地域社会の状況が刻々と変化する中、状況に合わせて具体的な取組みの見直しを行いながら進めていく必要があると考えております。

今後とも、市民の皆様、関係機関・団体の皆様には、より一層のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました策定委員会の委員各位に対しまして、心から御礼申し上げます。

平成23年8月

社会福祉法人大野市社会福祉協議会

会 長 椿 坂 繁 雄

目次

第1章	地域福祉活動計画のねらいと考え方	1
1.	地域福祉とは	1
2.	今なぜ、地域福祉なのか	2
3.	地域福祉活動計画とは	3
4.	地域福祉計画（行政計画）等との関係	3
5.	活動計画の期間	4
6.	地域の範囲の考え方	4
第2章	大野市における地域福祉の状況について	5
1.	人口・世帯状況の推移	5
2.	障害者の状況	6
3.	就学前児童・児童・生徒の状況	7
4.	ボランティア活動の状況	7
5.	地域福祉研修会から見てきた課題	9
第3章	計画の基本フレーム	10
	第三次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画全体構成図	11
第4章	実施計画	15
	基本目標Ⅰ. 住民参加と協働による地域福祉のまちづくりの推進	15
	施策の方向1. 市民の福祉意識の啓発・普及を図ります	15
	活動方針（1）福祉イベント・体験学習の推進	15
	活動方針（2）地域で支える子育て支援	15
	施策の方向2. 地域支え合いの担い手の育成を支援します	16
	活動方針（1）ボランティア・地域福祉団体活動への支援	16
	施策の方向3. 関係団体の連携・ネットワークづくりを支援します	17
	活動方針（1）地区社協・福祉委員会への活動支援	17
	施策の方向4. 福祉施設の拠点づくりを進めます	17
	活動方針（1）福祉拠点の環境整備	17

基本目標Ⅱ. 生活支援に向けたサービスの提供・充実	18
施策の方向1. 市民への質の高い福祉サービスを提供します	18
活動方針(1) 各種福祉サービスの充実	18
施策の方向2. 障害児(者)へ質の高い福祉サービスを提供します	19
活動方針(1) 障害者に対して福祉サービスの利用促進	19
活動方針(2) 障害者の社会参加を促進	19
活動方針(3) 障害者に対しての見守りの充実	19
基本目標Ⅲ. 高齢者が安心して暮らせるサービスの提供・充実	20
施策の方向1. 高齢者の在宅福祉サービスの充実に努めます	20
活動方針(1) 実態把握と安否確認	20
活動方針(2) 高齢者の福祉サービスを支える仕組みづくり	20
活動方針(3) 高齢者の介護予防、生きがい対策の充実	21
施策の方向2. 介護保険サービス事業の拡充を図ります	21
活動方針(1) 介護人材の育成・確保	21
活動方針(2) 利用者本位のサービスの提供	21
活動方針(3) 経営の安定化	21
基本目標Ⅳ. 法人の体制強化と安定した財源確保	22
施策の方向1. 社会福祉協議会の基盤を強化します	22
活動方針(1) 組織の強化	22
活動方針(2) 財源の強化	23
施策の方向2. 福祉意識を高めるための情報提供に努めます	24
活動方針(1) 広報・啓発活動の推進	24

第5章 活動計画を推進するために 25

1. 活動計画を担う中心的団体	25
2. 活動計画を推進するために連携が必要な団体やそれぞれの役割	26

資料 27

社会福祉協議会の歩み	28
第三次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定経過	32
第三次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	33
第三次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員名簿	34



第1章 地域福祉活動計画のねらいと考え方

1. 地域福祉とは

福祉という言葉はよく聞きますが、では、“福祉”とは一体何でしょうか。

福祉とは、幸福（しあわせ）のことであり、特に社会の全ての人々に等しくもたらされるべき幸福のことではないでしょうか。また、誰もが安全に安心して暮らせる“幸福な生活”を維持していくことが、「社会福祉」の考え方となっています。

近年、少子化・高齢化の進行や、一人ひとりの生活様式の多様化により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、社会福祉に対するニーズが多様化しています。一人ひとりの福祉ニーズに対応していくためには、これまでの公的サービスだけでなく、地域で互いに支え合い、助け合って、福祉サービスを充実させることが必要となってきました。

そこで、今、私たち一人ひとりが地域の中で大切にしてきた“共生の心”や“地域力”に注目が集まってきています。

今、地域には、一人暮らし高齢者、介護や子育てに悩んでいる家庭の問題などが山積みとなっています。このような中、行政のサービスでしか解決できないこともあります。近所の人気がかけたり、見守ったりしていくことで解決できる問題もたくさんあります。

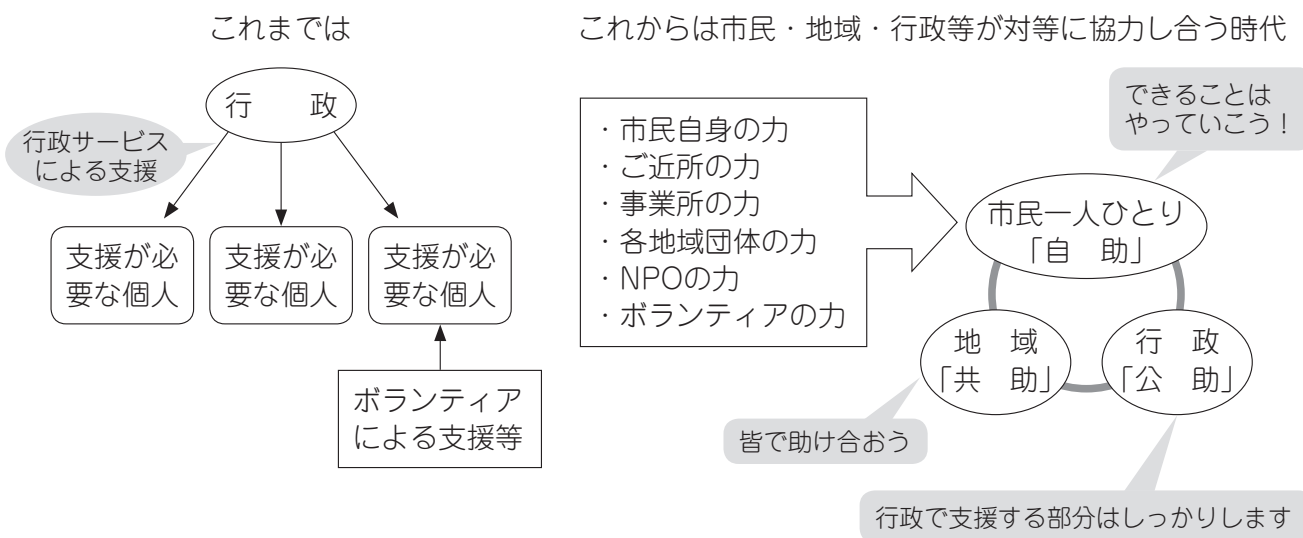
日常生活の身の回りで発生する問題を、まずは個人や家族が解決し（自助）、個人や家族で解決できない問題は、地域で解決し（共助）、地域で解決できない問題は行政が解決する（公助）。

このような「自助」、「共助」、「公助」の仕組みを地域でつくっていくことが、今、必要とされています。

そして、一人ひとりが自立を基本としながらも、地域の「つながり」や、共に支え合い、助け合うという気持ちを持つことや、さらに、これまで行われてきた市民自身によるボランティア活動や、事業者による福祉サービス、また近年活発化しているNPOによる活動なども含め、地域の中で大きなネットワークをつくっていくことが大切です。

このような、個人や地域で暮らす人々、様々な組織や行政の連携による一体的な展開が重要となっています。

地域で生活する全ての人々の安心と幸福を実現するために、地域で暮らすみんなで“助け合い”“協力する”この「自助」、「共助」、「公助」を踏まえた“地域の助け合いによる福祉活動”これが“地域福祉”です。



2. 今なぜ、地域福祉なのか

(1) 社会福祉の仕組みが大きく変わってきています

社会福祉は、近年の社会情勢、地域社会の変化に伴って、より多様な福祉の展開が必要となってきました。こうした中で、社会福祉事業や社会福祉法人、措置制度などの社会福祉に共通した基盤的制度的見直しが行われることになりました。これが「社会福祉基礎構造改革」です。

この改革の中で、平成12年6月に「社会福祉法」が成立し、その中に「地域福祉の推進」(第4条)が位置づけられました。この法律では、福祉サービスを必要とする人々が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民はもとより、社会福祉事業者、地域で福祉に関わる人々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められています。

【参考】社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 市民の活動が活発化しています

平成10年3月には「特定非営利活動促進法」が制定され、市民活動団体も法人格を得られるようになるなど、その活動を支援する取り組みが行われました。これにより、まちづくりや公的サービスに関する市民の主体的な取り組みが、今までのボランティア活動の枠を超えて、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになりました。

近年、福祉をはじめとしたさまざまな分野でボランティア活動やNPO活動などの広がりがみられ、市民の活動がこれからの地域社会づくりに大きな役割を果たすことが、今後ますます期待されています。

(3) 安心・安全に暮らせる地域づくりが必要となっています

近年、大規模な地震や風水害などの災害が発生したり、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防災や防犯に対する関心は市民の中で非常に高くなっています。

安心・安全に暮らせる地域づくりを進める上では、市民が自ら防災・防犯意識を高めるとともに、日頃から地域の要援護者の状況を把握し、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要となっています。



3. 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）は、市区町村社会福祉協議会が策定する計画で、そのまちに暮らす人たち一人ひとりが、地域社会を担う一員として、自分の地域について考え、みんなで住みよい地域づくりを行っていくための行動計画であります。

この活動計画づくりを実施する根拠として、平成4年に、全国社会福祉協議会が策定した「新・社会福祉協議会基本要項」で、「活動原則」と「機能」の中に記述されております。

【参考】新・社会福祉協議会基本要項より抜粋

1. 活動原則

⑤専門性の原則

住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、福祉の専門性をいかした活動をすすめます。

2. 機能

⑤計画策定、提言・改善運動機能

住民及び公私社会福祉事業関係者で構成させている特長を生かし福祉に関する計画づくりをすすめます。そして、計画をふまえ、行政や関係団体、住民などに、提言・改善運動をすすめます。

また、大野市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の活動計画は、第一次（平成7年度～平成11年度）、第二次（平成15年度～平成19年度）と策定し、実施してきました。今回、第三次（平成23年度～平成27年度）の計画となり、第二次の計画内容の検証、見直し、修正、追加をしながら継続的に地域福祉を推進するための計画といたします。

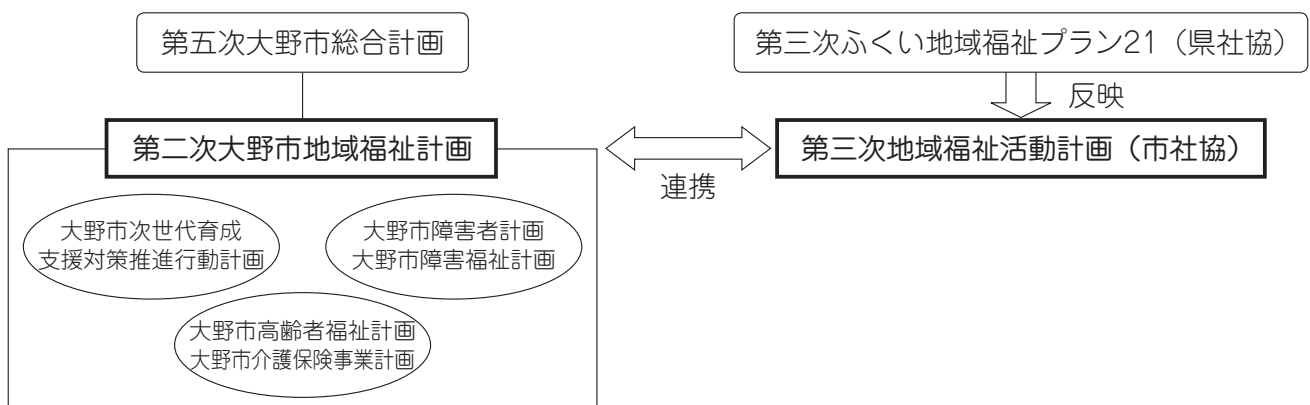
4. 地域福祉計画（行政計画）等との関係

大野市の「地域福祉計画」と市社協の「地域福祉活動計画」は、共に地域福祉を推進することを目的とした計画です。

地域福祉計画（第二次計画は平成23年度～平成27年度）は、社会福祉法第107条に定められた法定計画であり、行政の立場で市民の福祉全般にわたるサービス提供を中心とした、市民や民間などの活動を支援する行政計画です。

計画を推進していくうえでは、地域における福祉課題や地域福祉活動推進の方向性を理解しあうとともに、「活動計画」の具体的な実施に向けては「地域福祉計画」と相互に連携を図っていきます。

他の計画との関係図



5. 活動計画の期間

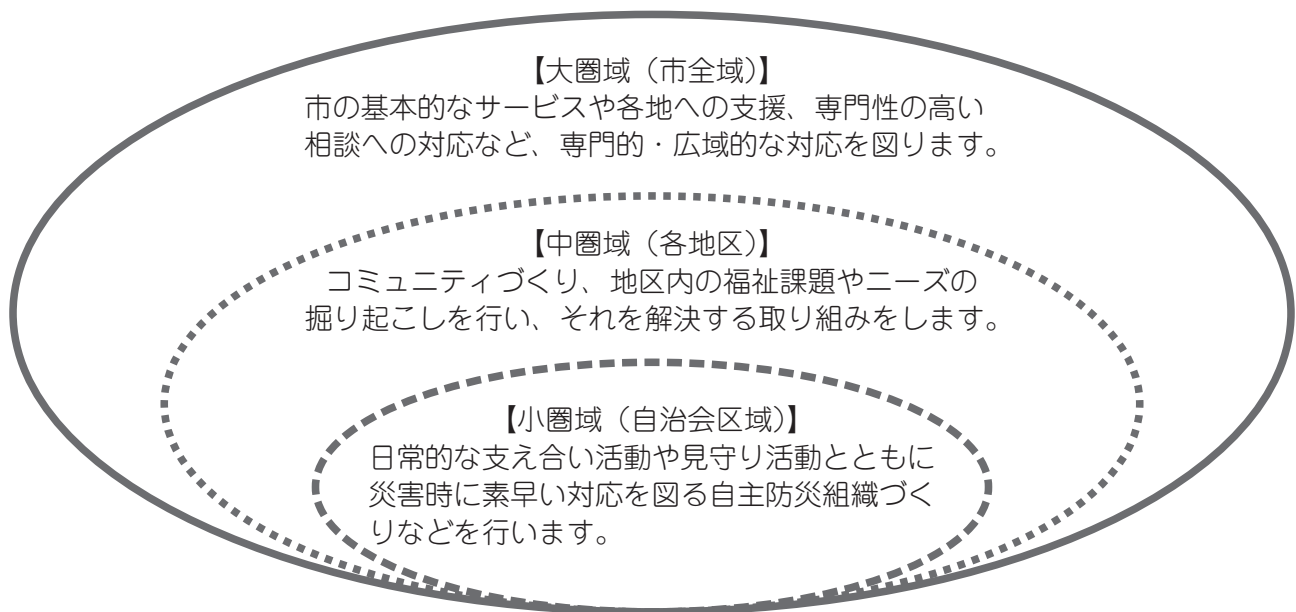
本活動計画は、平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標とする5ヵ年計画とします。また、変化する社会情勢への対応や他計画との整合性を図るため、5年間の期間中であっても、随時、推進項目や具体的な取り組みの見直しを行います。

6. 地域の範囲の考え方

地域福祉活動を進めていくためには、市全体で取り組むこと、それぞれの地域で取り組むこと、身近な地区で取り組むことなど、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが必要です。

そのため、市社協では、3つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していくこととします。

地域の範囲の考え方（イメージ図）



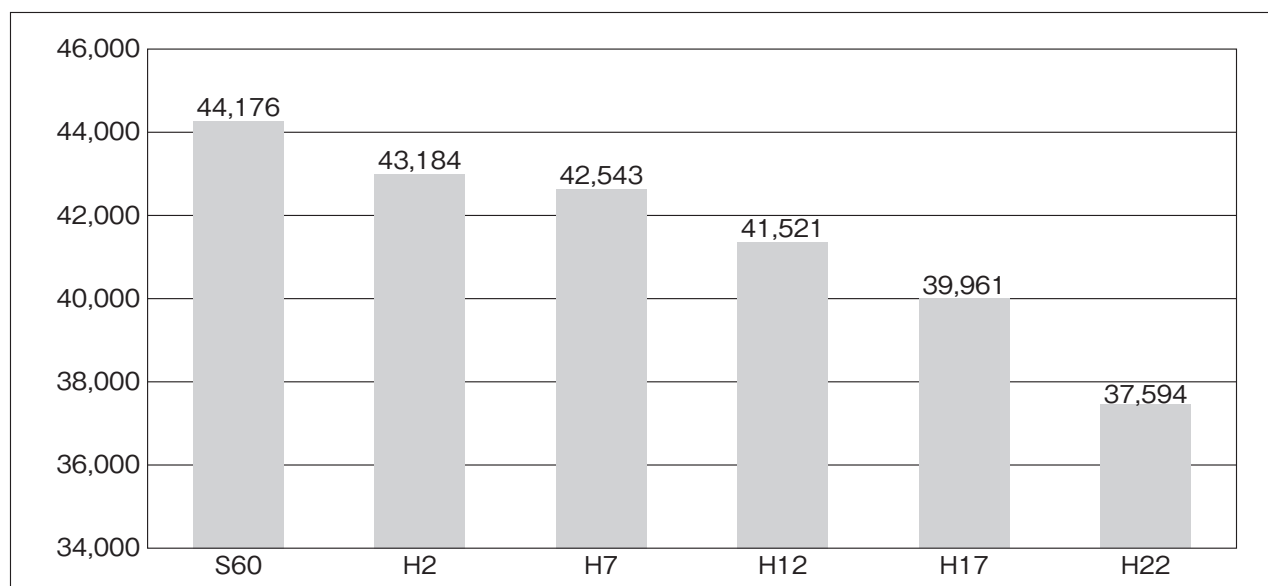


第2章 大野市における地域福祉の状況について

1. 人口・世帯状況の推移

大野市の人口の推移は、次のとおりです。長期的に減少の基調で推移しており、平成17年度の住民基本台帳では、40,000人を下回り、平成22年度は、37,594人となっています。

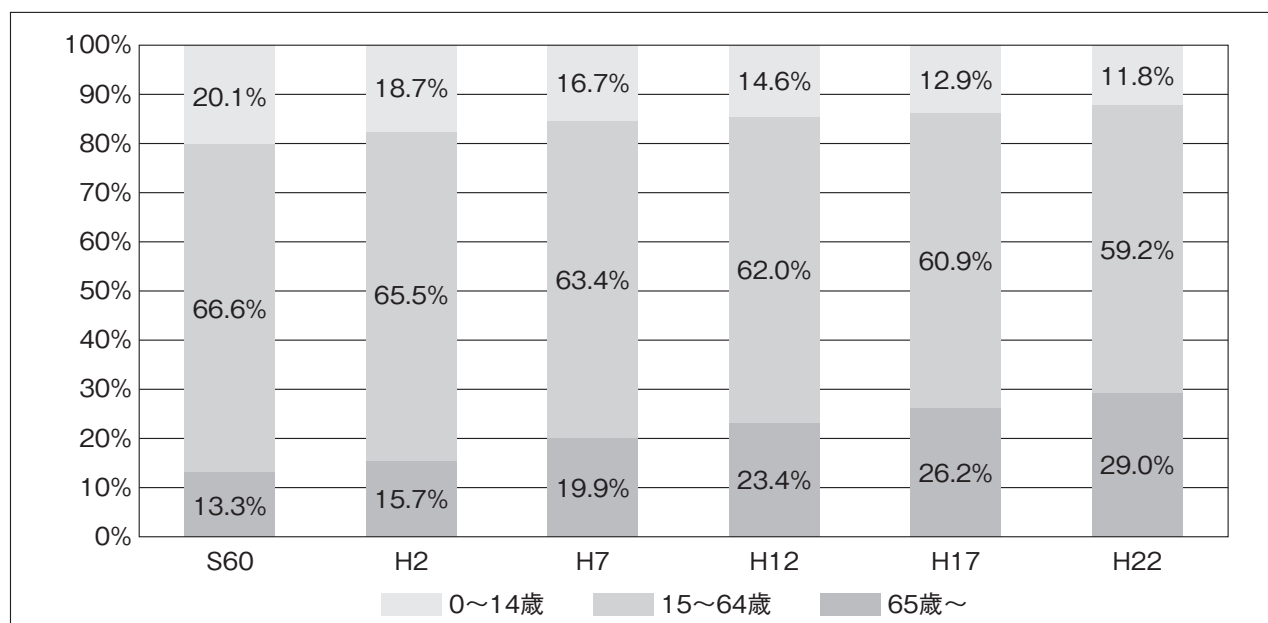
図表1：総人口の推移



※各年とも住民基本台帳と外国人登録者数の合計による。旧大野市、旧和泉村を合算して作成。

各層別の構成比率をみると、65歳以上の「高齢者人口」が大きく伸びており、反面、0～14歳の「年少人口」及び15～64歳の「生産年齢人口」は減少しています。いわゆる少子化・高齢化の進展が顕著に現われています。

図表2：階層別人口比率の推移



※各年とも住民基本台帳と外国人登録者数の合計による。旧大野市、旧和泉村を合算して作成。

大野市の高齢者世帯は、年々増加傾向にあり、平成17年度には、高齢者のいる世帯は、6,939世帯（総世帯に占める割合：57.2%）、一人暮らし高齢者の世帯は、1,028世帯（総世帯に占める割合：8.5%）と高い数値となっています。

図表3：高齢者世帯推移

（単位：世帯）

	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度
総世帯※1	10,833	10,853	10,723	10,833	11,113	12,130
高齢者のいる世帯※2	4,067	4,489	5,628	5,776	6,356	6,939
	37.5%	41.4%	46.9%	53.3%	57.2%	57.2%
一人暮らし世帯※3	227	327	472	575	728	1,028
	2.1%	3.0%	4.4%	5.3%	6.6%	8.5%
夫婦のみ世帯※4	397	444	576	807	1,070	1,201
	3.7%	4.1%	5.4%	7.4%	9.6%	9.9%

資料 昭和55年～平成17年国勢調査（10月1日）、平成17年度は旧和泉村も含む

※1：施設などの入所者を除く

※2：65歳以上の親族がいる一般世帯

※3：65歳以上の一人暮らし高齢者世帯

※4：夫婦いずれか又は両方が65歳以上である世帯

下段：総世帯に占める割合

2. 障害者の状況

大野市の各障害者手帳の交付者数は、平成23年4月1日現在、身体障害が2,312人、知的障害が360人、精神障害が359人となっています。

平成18年から、身体障害が10.8%、知的障害が39.0%、精神障害が93.0%増加しています。

図表4：障害者手帳等所持者数（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
身体障害	2,086	2,262	2,316	2,278	2,312	2,312
知的障害	259	316	328	351	334	360
精神障害	186	174	209	255	325	359
総数	2,531	2,752	2,853	2,884	2,971	3,031

3. 就学前児童・児童・生徒の状況

大野市では人口の減少と同様に就学前児童、小学校児童、中学校生徒の減少が続いています。

図表5：就学前児童の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成23年
就学前児童	3,032	2,456	2,146	1,856	1,644	1,493

図表6：児童・生徒数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成23年
小学校児童	3,320	3,236	2,598	2,246	1,954	1,772
中学校生徒	1,842	1,685	1,633	1,277	1,125	993

4. ボランティア活動の状況

（1）ボランティア数

大野市における福祉に関するボランティア活動への参加者数は、増加の傾向にあり、市社協ボランティアセンターの登録者数は、個人活動、グループ活動を合計して平成22年度末には5,179人となっています。また、登録者のほか、各学校や事業所、地域など、福祉ボランティア活動に参加する個人や団体も増えています。

図表7：ボランティア数の推移

（単位：人）

年 度	個 人	グループ		合 計
平成18年度	423	35団体	1,845	2,268
平成19年度	436	36団体	2,455	2,891
平成20年度	585	47団体	3,866	4,451
平成21年度	436	39団体	4,754	5,190
平成22年度	436	42団体	4,743	5,179

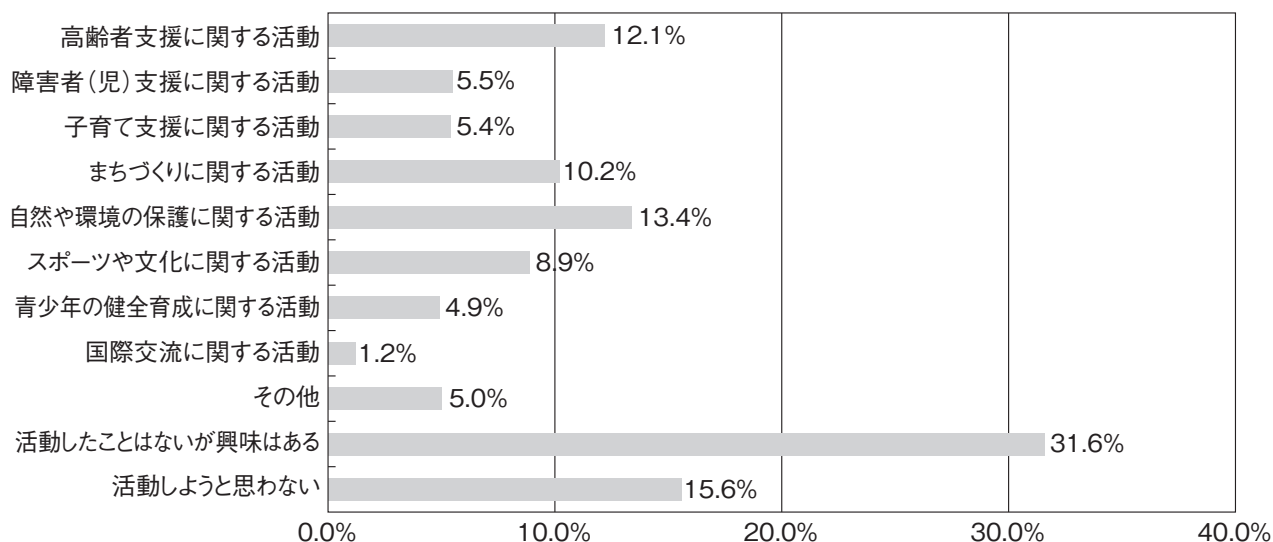
（2）ボランティアに関する実態調査の結果（大野市地域福祉計画内地域福祉アンケート実態調査資料抜粋）

この調査は、福祉委員の協力により、市内在住の15歳以上の方の中から無作為抽出した1,000人の方を対象として実施されたものです。

ボランティア活動については、「自然や環境の保護に関する活動」13.4%、「高齢者支援に関する活動」12.1%の割合が高くなっています。

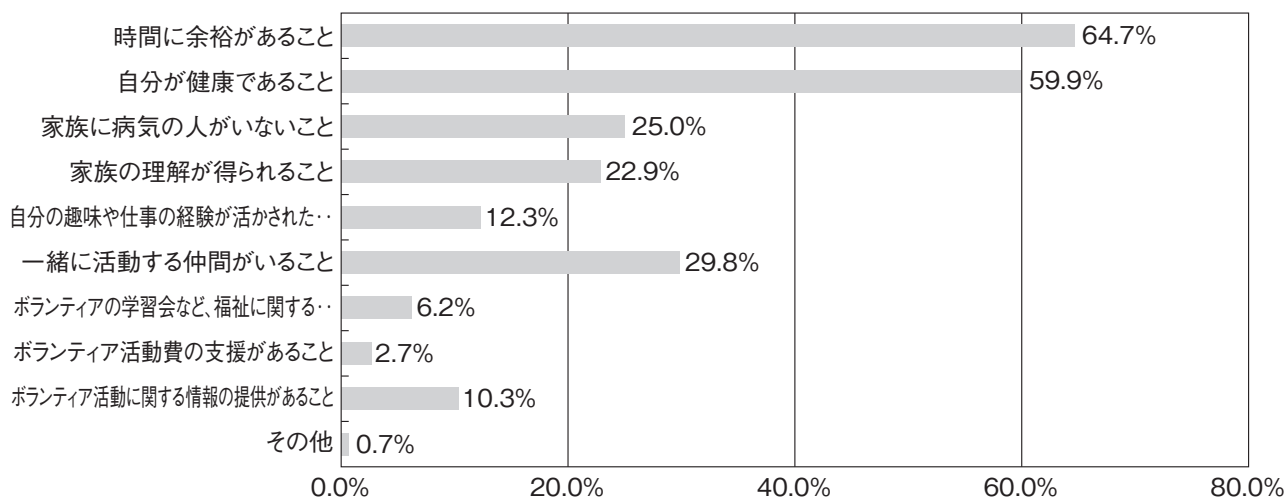
また、活動経験のない人については、「活動をしたことはないが興味はある」が31.6%となっており、「活動しようと思わない」15.6%を大きく上回っています。（図表9）

図表8：あなたは、ボランティア活動をしたことがありますか。(複数回答)



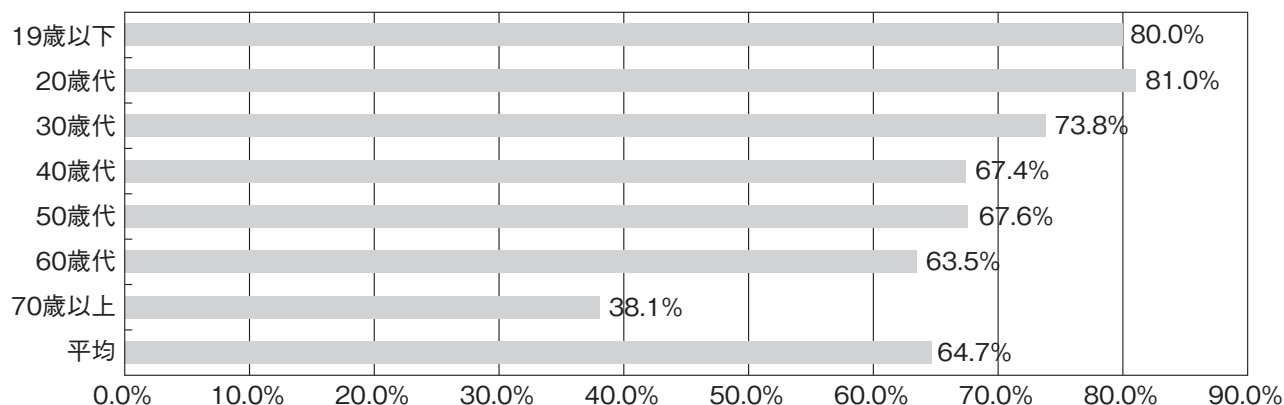
また、ボランティア活動に参加するための条件についてみると、「時間に余裕があること」64.7%及び「自分が健康であること」59.9%が多く、続いて「一緒に活動する仲間がいること」29.8%の順となっています。(図表8)

図表9：ボランティア活動に参加するためには、どのような条件が必要だと思いますか(○は3つまで)

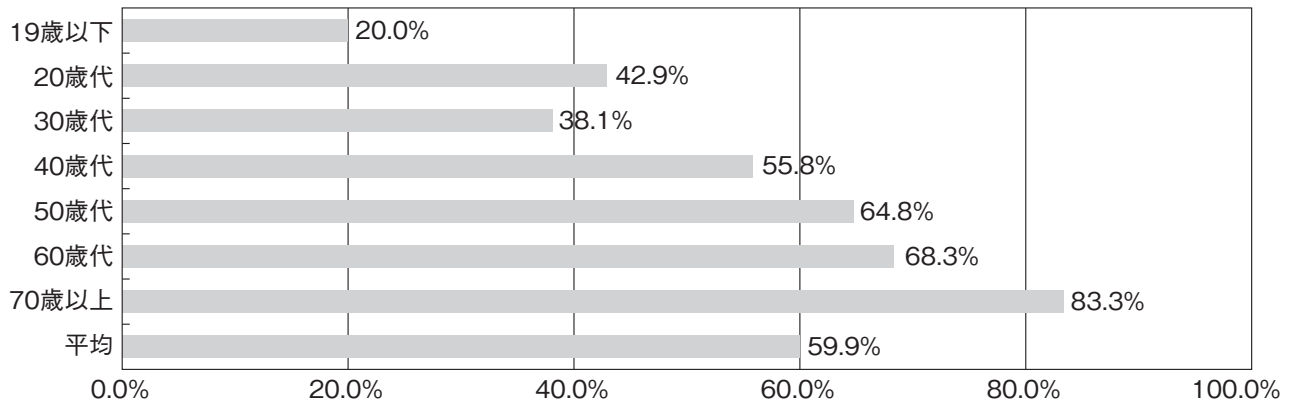


この2つの回答を年齢別にみると、「時間に余裕があること」は「19歳以下」「20歳代」で約80%の回答がありますが、年齢区分が上がるにつれて割合が低くなっています(図表11)。逆に「自分が健康であること」は「19歳以下」の20%から上昇し、「70歳以上」では80%を超えています(図表10)。ボランティア活動への参加の条件は、年齢によりかなり異なっていることがわかります。

図表10：ボランティアに参加するための条件：「時間に余裕があること」(年齢層別)



図表11：ボランティアに参加するための条件：「自分が健康であること」（年齢層別）



5. 地域福祉研修会から見えてきた課題

平成23年1月24日～28日に、民生児童委員、福祉委員、老人家庭相談員、行政、社協職員が5ブロックごとに分かれ、情報交換等を通して、小地域におけるそれぞれの役割や連携について、また地域の課題について懇話会を開催しました。



地域の課題や困りごとなどを書き出しました



課題を整理し、対応策など検討しました

- 子どもに関する課題・問題・不満
- ・少子化のため昔からの行事ができない
 - ・子どもの外で遊ぶ姿が見られない
 - ・あいさつのできる子が少ない
 - ・子どもが少ないため子ども会がなくなる など

- 高齢者・障害者に関する課題・問題・不満
- ・高齢者世帯が増え、介護問題も増えた
 - ・災害時の救援体制等ができていない
 - ・外出（通院、買い物）が大変
 - ・雪かき、雪おろしが大変 など

- 地域全体の福祉課題・問題・不満
- ・隣同士が希薄になった
 - ・民生児童委員と福祉委員の連携がうまくとれていない
 - ・若い世代の地域活動参加が少ない
 - ・日中独居者が増えている
 - ・共働きがほとんどで近所で顔を合わす機会が少ない
 - ・いざという時に、集落に若い人がいない
 - ・家の後継者がいない
 - ・個人情報保護による生活の把握が困難である
 - ・サロンなどの立ち上げができない など



第3章 計画の基本フレーム

子どもから高齢者まで、男性も女性もいきいきと生活することができる地域社会を構築していくためには、地域の人々の「出会い」「ふれあい」「支え合い」の中で、豊かな人間関係を築き、みんなが地域の課題を力合わせて解決していく社会づくりを推進していかなければなりません。

特に今日、支援を必要とする人や福祉サービス利用者等は複雑でかつ幅広い課題を抱えており、既存の施策だけでは十分に対応できない場合が少なくありません。

これからは、公的な福祉サービスとともに、住民主体による「地域の福祉力を高める」活動が最も重要になってきています。

そのために、本計画では次の事項を基本理念と定めます。

基本理念

私がつくるみんながつくる共にふれあい支え合う福祉のまち大野

基本目標

基本理念の実現に向けて次の4つの柱に分け、基本目標とします。

I 住民参加と協働による地域福祉のまちづくりの推進

地域住民が、住み慣れた地域でお互いに協力、支え合い、地域におけるさまざまな生活・福祉課題の解決に向けて、保健・医療・福祉関係分野との連携を図り、住民同士で地域を支えるまちづくりをすすめます。

II 生活支援に向けたサービスの提供・充実

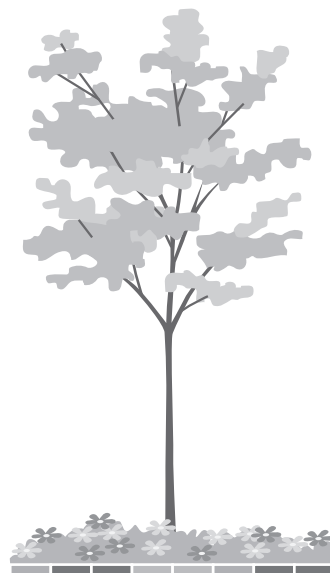
日常生活の中で、悩みや生活上の課題を抱える人々や家庭等を身近な地域の中で支える為に、福祉サービスの充実を図ります。

III 高齢者が安心して暮らせるサービスの提供・充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられる環境づくりや生活を支援します。

IV 法人の体制強化と安定した財源確保

活動の基盤となる組織の強化と財源の確保を図りながら、事業の採算性を高め、持続可能な経営を行っていくとともに、透明性を高め、市民に信頼される社会福祉協議会を目指します。



第三次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画全体構成図

基本理念	基本目標	実	
		施 策 の 方 向	
私がつくるみんながつくる共にふれあい支え合う福祉のまち大野	Ⅰ 住民参加と協働による 地域福祉のまちづくりの推進	1. 市民の福祉意識の啓発・普及を図ります	(1) 福祉イベン (2) 地域で支え
		2. 地域支え合いの担い手の育成を支援します	(1) ボランティ
		3. 関係団体の連携・ネットワークづくりを支援します	(1) 地区社協・
		4. 福祉施設の拠点づくりを進めます	(1) 福祉拠点の
	Ⅱ 生活支援に向けた サービスの提供・充実	1. 市民への質の高い福祉サービスを提供します	(1) 各種福祉サ
		2. 障害児（者）へ質の高い福祉サービスの提供します	(1) 障害者に対
			(2) 障害者の社
			(3) 障害者に対

施 計 画	
活 動 方 針	推 進 項 目
ト・体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント・行事などによる交流の促進 ・ 福祉教育の実践
る子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの見守り体制の充実と環境整備 ・ 児童遊具修繕に対する助成
ア・地域福祉団体活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの育成、啓発 ・ ボランティアセンターの充実と機能強化 ・ 総合防災訓練への参加協力 ・ 交流活動、生きがいづくりの実施
福祉委員会への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体等の連携、情報交換 ・ 地区社協、福祉委員会のセンター機能の設置 ・ 世代間交流会の実施
環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館・地区集会場の有効活用
サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護機器の無料貸出サービスの実施 ・ 心配ごと相談・無料法律相談の実施 ・ 福祉資金貸付事業の実施
して福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスの利用援助 ・ 専門機関の紹介 ・ 介護用品購入助成
会参加を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話奉仕員の派遣の充実 ・ 音訳ボランティアによる視覚障害者支援 ・ 介護機器の貸出の充実
しての見守りの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者への訪問介護サービスの充実 ・ 日中一時支援事業の充実

基本理念	基本目標	実	
		施 策 の 方 向	
私がつくるみんながつくる共にふれあい支え合う福祉のまち大野	Ⅲ 高齢者が安心して暮らせる サービスの提供・充実	1. 高齢者の在宅福祉サービスの充実に努めます	(1) 実態把握と
			(2) 高齢者の福
	(3) 高齢者の介		
	Ⅳ 法人の体制強化と安定した財源確保	2. 介護保険サービス事業の拡充を図ります	(1) 介護人材の
			(2) 利用者本位
		(3) 経営の安定	
Ⅳ 法人の体制強化と安定した財源確保	1. 社会福祉協議会の基盤を強化します	(1) 組織の強化	
		(2) 財源の強化	
Ⅳ 法人の体制強化と安定した財源確保	2. 福祉意識を高めるための情報提供に努めます	(1) 広報・啓発	

施 計 画	
活 動 方 針	推 進 項 目
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の実態把握と情報提供 ・ 高齢者世帯の安否確認
祉サービスを支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般高齢者の相談支援と役割分担 ・ 小地域支え合いの促進
護予防・生きがい対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の交流促進 ・ 介護予防事業の促進
育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得者の確保 ・ 各種研修会の実施
のサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な介護サービスの提供
化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の増員確保 ・ 経費削減
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会、評議員会、監事会、部会機能の一層の充実強化 ・ 役職員研修の充実 ・ 事務局体制の強化 ・ 資格保有者の確保と養成、配置 ・ 企画調整会議による事業等の情報共有 ・ 苦情処理制度の活用と機能の充実
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会費、賛助会費、寄付金、共同募金等の確保と有効活用 ・ 安定的な公費補助の確立、受託事業に必要とされる財源確保 ・ 介護保険事業収入の有効活用 ・ 福祉基金の運用 ・ 収益事業の開発 ・ 広報活動によるPR
活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社協だよりの発行 ・ ホームページの充実



第4章 実施計画

基本目標 I. 住民参加と協働による地域福祉のまちづくりの推進

地域住民が、住み慣れた地域でお互いに協力、支え合い、地域におけるさまざまな生活・福祉課題の解決に向けて、保健・医療・福祉関係分野との連携を図り、住民同士で地域を支えるまちづくりをすすめます。

施策の方向 1. 市民の福祉意識の啓発・普及を図ります

各種イベント・体験講座などを実施することで、市民の福祉に対する関心と喚起を促し、福祉意識の高揚を図ります。

活動方針（1）福祉イベント・体験学習の推進

推進項目	内容	具体的な取り組み
イベント・行事などによる交流の促進	社会福祉大会、福祉ふれあいまつり等の開催を通して、社会福祉への関心と理解を深め共に活動し、社会に参画する意識を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ふれあいまつりの開催 ・社会福祉大会の開催 ・福祉講演会の開催 ・交流会・つどいの開催
福祉教育の実践	福祉に関する体験学習を通して、思いやりと優しさの心を育み、福祉への理解と関心を高め、自主的なボランティア活動への参加を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校福祉体験教室の開催 ・高等学校地域福祉講義指導 ・一般向け福祉講座の開催

活動方針（2）地域で支える子育て支援

推進項目	内容	具体的な取り組み
子どもの見守り体制の充実と環境整備	高齢者から子どもまで交流できる機会の充実を図り、地域でふれあう活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流会の開催 ・地域行事等への参加によるふれあいの場の促進 ・一人親家庭への支援
児童遊具修繕に対する助成	地域における子どもの健全育成を支援する為に集落が管理する遊具の修繕経費の一部を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区が管理している児童遊具の一部修繕助成の実施

施策の方向 2. 地域支え合いの担い手の育成を支援します

福祉に関する学習会や、ボランティア体験講座等を通じ、ボランティア活動への関心、地域福祉意識の醸成と住民の自主性を高め、地域で支え合う体制づくりを図ります。

活動方針（1）ボランティア・地域福祉団体活動への支援

推進項目	内 容	具体的な取り組み
ボランティアの育成、啓発	福祉教育やボランティア講座等を通じ、ボランティア活動への関心、周知を図り、人材の育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア講座、研修会開催 ・ ボランティア育成・充実 ・ リーダー育成の支援 ・ ボランティアグループへの支援 ・ ボランティア活動の普及・啓発
ボランティアセンターの充実と機能強化	ボランティア活動に意欲のある住民、団体などのボランティア登録を促進し、情報交換を積極的に行い、ボランティアセンター機能の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアセンター・コーディネイト機能の充実 ・ ボランティア登録、斡旋 ・ ボランティア登録者名簿整理 ・ ボランティア情報の提供（人材、募集） ・ ピアサロンの開催
総合防災訓練への参加協力	災害時における迅速かつ的確な対策が図られるよう、平常時において、構成団体等の連携及び協力関係の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティア連絡協議会の開催 ・ 大野市総合防災訓練への参加 ・ 災害ボランティア研修会の開催 ・ 要援護者情報の把握と共有 ・ 緊急時における安否確認・救援体制の連携 ・ 先進地視察研修会の開催
交流活動、生きがいづくりの実施	花壇、農園づくり、野外活動等の交流の場の充実を図り、健康で生きがいを持った生活を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種団体事業への助成・補助 ・ 生き生き・生きがい交流会の開催



施策の方向 3. 関係団体の連携・ネットワークづくりを支援します

地域で活動している各種団体との交流、情報交換の場を設けることで、地域課題の解決に向けての連携体制を強化し、地域福祉を推進していく組織づくりの充実を図ります。

活動方針（1）地区社協・福祉委員会への活動支援

推進項目	内 容	具体的な取り組み
関係団体等の連携、情報交換	支援活動を進めるために、保健、医療、福祉関係及び区長、民生・児童委員、福祉委員などによる情報交換の場をつくります。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員・民生児童委員合同研修会の開催 ・小地域での関係団体等の情報交換会の開催 ・地域支え合い体制づくりの支援
地区社協・福祉委員会のセンター機能の設置	多様化した福祉課題の解決に向けて、主体的に取り組む組織づくりを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協・福祉委員会活動支援 ・地区社協相互の情報交換・協議 ・地区福祉委員会相互の情報交換・協議 ・地域福祉関係団体代表者会議の開催
世代間交流会の実施	地域行事の交流を通じて、子供から高齢者まで世代を超えて集い、ふれあい、助け合う地域づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協へ助成・世代間交流会の開催 ・各地区交流会・つどいの開催

施策の方向 4. 福祉施設の拠点づくりを進めます

地域の身近な社会福祉施設や公共施設等を活用し、地域の交流、支え合い活動の拠点づくりの整備をしていきます。

活動方針（1）福祉拠点の環境整備

推進項目	内 容	具体的な取り組み
公民館・地区集会場の有効活用	公民館・集会場・福祉センターなど、地域活動の拠点の場として有効利用しやすい管理体制を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理、事業運営 ・利用の促進、利用への対応強化

基本目標 II. 生活支援に向けたサービスの提供・充実

日常生活の中で、悩みや生活上の課題を抱える人々を身近な地域の中で支える為に、福祉サービスの充実を図ります。

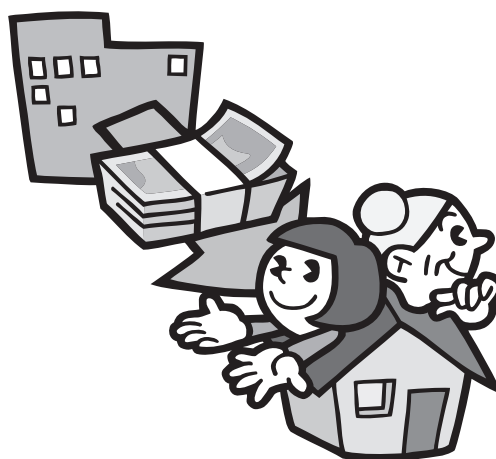
施策の方向 1. 市民への質の高い福祉サービスを提供します

市民の立場にたった多様な福祉サービスの提供を促進するとともに、利用者がこうした福祉サービスについて、必要な情報を入手でき、さまざまな疑問や課題について、身近に相談することができるよう、しくみや体制を整えます。

また、福祉サービスが必要になったときにも、利用者のさまざまな権利が守られるようにします。さらに、利用者の普段の暮らしや生活の質を高める視点を重視し、地域でともに生きる質の高い福祉サービスが提供できるようにします。

活動方針（1）各種福祉サービスの充実

推進項目	内容	具体的な取り組み
介護機器の無料貸出サービスの実施	介護認定外の高齢者や障害者等に必要に応じて介護機器を無料で貸し出します。	・介護機器無料貸出サービスの実施
心配ごと相談、無料法律相談の実施	福祉ニーズを受け止め適切な支援やサービス提供につなげます。	・毎週木曜日に相談員が一般市民の方へ福祉相談の実施 ・第2、4木曜日に弁護士が無料法律相談の実施
福祉資金貸付事業の実施	低所得者や高齢者、障害者世帯へ生活支援の必要とする場合、支援を行います。	・福祉資金貸付事業で資金の貸付と必要に応じて相談の実施



施策の方向 2. 障害児（者）へ質の高い福祉サービスを提供します

障害児（者）が福祉サービスが必要になったときに、利用者が人として尊厳を持って生活できるよう、利用者のさまざまな権利が守られるようにします。さらに、利用者の普段の暮らしや生活の質を高める視点を重視し、家族や地域住民とのふれあいや支え合いを大切にしながら、できる限り家庭や身近な地域で質の高い福祉サービスが利用できるようなしくみや体制を整えます。

活動方針（1）障害者に対して福祉サービスの利用促進

推進項目	内 容	具体的な取り組み
福祉サービスの利用援助	認知症高齢者や障害者等の判断能力が不十分な方を対象に、自立した生活が送れるよう支援します。	・日々の財産管理、契約代行等の支援
専門機関の紹介	困難事例等は専門機関へ繋がります。	・各種専門機関との連携
介護用品購入助成	在宅障害児（者）に介護用品の助成を行います。	・介護用品の購入費の半額を助成

活動方針（2）障害者の社会参加を促進

推進項目	内 容	具体的な取り組み
手話奉仕員の派遣の充実	聴覚障害者の外出等に手話奉仕員を派遣します。	・聴覚障害者の外出時等に必要の手話通訳支援の実施
音訳ボランティアによる視覚障害者支援の実施	視覚障害者で希望の方に対して、大野市の広報や社協だより等をテープに吹き込み、配布します。	・視覚障害者の生活情報支援の実施
介護機器の貸出の充実	高齢者・障害者等に必要に応じ介護機器を無料で貸し出します。	・介護機器無料貸出サービスの実施

活動方針（3）障害者に対しての見守りの充実

推進項目	内 容	具体的な取り組み
障害者への訪問介護サービスの充実	在宅障害者に対して訪問介護サービスの充実を図ります。	・障害者へ身体介護、生活援助支援の実施、また日常必要な見守りも含めた訪問介護サービスの実施
日中一時支援事業の充実	障害児の日中における活動を確保し、家族の一時的な休息を図ります。	・放課後に障害児を預かり、自立支援、日中活動支援の実施

基本目標 Ⅲ. 高齢者が安心して暮らせるサービスの提供、充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしつつけられる環境づくりや生活を支援します。

施策の方向 1. 高齢者の在宅福祉サービスの充実に努めます

高齢者の自立を促進し、既存のサービスの改善や必要なサービスにつなげます。

活動方針（1）実態把握と安否確認

推進項目	内 容	具体的な取り組み
高齢者の実態把握と情報提供	地域の高齢者の実態把握に努め、希望者に各種福祉サービスの情報を提供します。	・在宅介護支援センター事業の実施
高齢者世帯の安否確認	虚弱な一人暮らし高齢者、二人暮らし高齢者宅を訪問し、安否確認を行い、関係機関と連携及び調整を図ります。	・一人暮らし高齢者給食サービスの実施 ・まごころ訪問配食サービスの実施 ・高齢者家庭相談等支援巡回事業の実施 ・区長、民生児童委員、福祉委員等による安否確認

活動方針（2）高齢者の福祉サービスを支える仕組みづくり

推進項目	内 容	具体的な取り組み
高齢者の相談支援と役割分担	一人ひとりの課題に対応し、必要に応じて関係機関へつなげます。	・高齢者の相談窓口の充実 ・ヘルパーによる一人暮らし高齢者巡回
小地域支え合いの促進	地域における自治会、福祉委員会、関係団体と連携及び協力を図り、見守りの組織づくりを促進します。	・生活・介護支援サポーター養成講座の開催 ・地域支え合い生きがい活動支援事業の実施

活動方針（3）高齢者の介護予防、生きがい対策の充実

推進項目	内 容	具体的な取り組み
高齢者の交流促進	閉じこもり予防や交流活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・お出かけほっとサロンの実施 ・一人暮らし高齢者がたらいの会の開催
介護予防事業の促進	地域における高齢者の介護予防と健康づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者ふれあいサロンの実施 ・休止サロンの立て直し ・サロンボランティア研修会の実施 ・転倒予防、認知症予防、栄養改善、口腔衛生、軽体操の指導

施策の方向 2. 介護保険サービス事業の拡充を図ります

介護サービス事業者として質の高いサービスを提供し、事業の拡充を図りながら、経営の安定化をめざします。

活動方針（1）介護人材の育成・確保

推進項目	内 容	具体的な取り組み
資格取得者の確保	資格取得を奨励し、専門職員を配置します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー等の資格保有者の増員 ・資格取得の奨励
各種研修会の実施	介護職員を対象とした専門研修会を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内研修の実施 ・職場外研修への積極的参加

活動方針（2）利用者本位のサービスの提供

推進項目	内 容	具体的な取り組み
適切な介護サービスの提供	医療・保健機関と連携を密にし、利用者のニーズに合ったサービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業の実施 ・訪問介護事業の実施 ・通所介護事業の実施

活動方針（3）経営の安定化

推進項目	内 容	具体的な取り組み
利用者の増員確保	介護サービスの周知を図り、質の良いサービスを提供し、利用者の増員確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの活用 ・社協だよりの活用
経費削減	効率よく人員配置を行い、経費削減に努め経営の安定化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務体制の見直しによる効率化

基本目標 IV. 法人の体制強化と安定した財源確保

活動の基盤となる組織の強化と財源の確保を図りながら、事業の採算性を高め、持続可能な経営を行っていくとともに、透明性を高め、市民に信頼される社会福祉協議会を目指します。

施策の方向 1. 社会福祉協議会の基盤を強化します

社協の役職員自らが研鑽に努め、地域福祉のあるべき方向性を見極めていきます。

活動方針（1）組織の強化

推進項目	内 容	具体的な取り組み
理事会、評議員会、監事会、部会機能の一層の充実強化	<p>理事会は、社協の重要な活動方針の決定や業務の執行に責任を持つ機関として機能します。</p> <p>評議員会は、法人の重要な事項について議決する機関として、事業計画、予算、決算、定款変更等の案件について議決します。</p> <p>監事会は、業務の執行と財務の状況等について監査を実施します。</p> <p>部会は、事業等の企画検討等を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会の開催 ・評議員会の開催 ・監事会の開催 ・部会の開催 ・正副会長会議の開催
役職員研修の充実	<p>地域福祉活動等の先進地を視察します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察研修の実施 ・県社会福祉大会の参加
事務局体制の強化	<p>より一層、効果的・効率的な業務の運営を行うため、各グループ運営制を一層強化します。</p> <p>各グループごとに職員が共通の認識と目的を持ってお互いに意見交換し、各グループが創意と工夫を活かしながら、協力し合って目標を達成していくため、各グループごとにミーティング、研修会等を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置を必要に応じて検討 ・備品、車両等の徹底管理 ・職員の資質向上のための外部研修の参加 ・職員の資質向上のための内部研修の企画及び実施 ・各グループミーティングの開催
資格保有者の確保と養成、配置	<p>業務の内容と量に応じた適切な職種と職員数を確保します。特に地域福祉事業や介護保険事業に携わる社会福祉士、介護支援専門員の確保に努めます。</p> <p>人材の育成という長期的な視野に立ち、経験年数、業務内容等に合わせて体系的に職員研修を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得のための支援実施 ・資格保有者の確保及び配置

企画調整会議による事業等の情報共有	各グループの主任がそれぞれの情報を意見交換し、情報の共有を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画調整会議の開催 ・ 随時情報交換会の開催
苦情処理制度の活用と機能の充実	<p>福祉サービス等のより一層の質の向上を図るため、利用者から福祉サービス等について要望や意見を聴くなどサービスの評価を積極的に実施します。</p> <p>また、福祉サービス等への要望や苦情があった場合は、苦情解決責任者等が迅速かつ誠実に対応します。</p> <p>そして、中立・公正な立場から助言等を行う第三者委員を設置します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各グループごとに苦情処理対応 ・ 第三者委員制度による苦情解決

活動方針（２）財源の強化

推進項目	内 容	具体的な取り組み
一般会費、賛助会費、寄付金、共同募金等の確保と有効活用	社協会員制度の在り方について、理事会、部会等で研究、協議し、必要に応じて見直しを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の座談会で社協の役割等の説明 ・ 理事会、部会で会費収入の課題検討 ・ 事務局で会費収入の課題検討
安定的な公費補助の確立、受託事業に必要なとされる財源確保	社会福祉法に基づき、大野市が策定した「大野市地域福祉計画」等により推進する公共性のある地域福祉事業について、引き続き行政理解を得て適切な公費の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業、受託事業の安定的な公費補助の確立
介護保険事業収入の有効活用	介護保険事業についてコスト効率を常に点検し、より効果的・効率的な財源の活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉事業等への有効活用
福祉基金の運用	福祉基金設置規程に基づき、新規事業実施など必要に応じて有効に活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ デイサービス開始等の基金の有効活用
収益事業の開発	収益事業を調査・開拓し、法人運営の安定化のために努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進地調査及び検討
広報活動によるPR	社協だより、ホームページ等を通じて、社協会員制度についてその意義や会費の活用方法等の啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社協活動をチラシによるPR ・ 座談会によるPR

施策の方向 2. 福祉意識を高めるための情報提供に努めます

市民に地域福祉活動やボランティア活動等の情報を提供し、市民のこれからの活動への理解を高め、活動の参加・協力をより一層促進するよう提供します。

活動方針（1）広報・啓発活動の推進

推進項目	内 容	具体的な取り組み
社協だよりの発行	地域福祉事業、介護保険事業を広く知ってもらい、有効にサービスを利用してもらうため、社協だよりにより社協事業のPRに努めます。	・社協だより年6回発行 ・編集委員会の設置
ホームページの充実	地域福祉事業、介護保険事業を広く知ってもらい、有効にサービスを利用してもらうため、ホームページにより社協事業のPRに努めます。	・ホームページの充実強化 ・内部検討委員会の設置





第5章 活動計画を推進するために

1. 活動計画を担う中心的団体

(1) 市社協

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条においても、地域福祉の推進を目的とする団体として明確に位置づけられており、住民主体の理念に基づいて地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉を目指して事業の企画・実施などを行う民間団体なのです。

【参考】社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 地区社協・地区福祉委員会

大野市内には、平成5年以降、公民館単位に8地区の地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が順次結成されています。

地区社協とは、誰もが安心して暮らすことのできるまちをつくるために、地域住民をはじめ、民生児童委員や福祉委員、自治会長、地域の各種団体等が、知恵と力を出し合いながら、地区の特性に応じた地域福祉を推進する団体として事業や見守り活動、福祉制度等の啓発を行っています。

地区社協の活動として

- ・触れ合う活動・・・ふれあいサロン、世代間交流、福祉まつりなど
- ・学ぶ活動・・・福祉講座、福祉講演会、ボランティア養成講座など
- ・支える活動・・・地区のボランティアグループの支援など
- ・見守る活動・・・見守り活動、声かけ運動、助け合いシステムづくりなど
- ・啓発活動・・・地区社協活動だより発行など
- ・募る活動・・・賛助会費、チャリティーバザー協力など

また、昭和63年に地域の福祉見守りボランティアとして福祉推進員設置し、平成5年に福祉委員に改称されました。

福祉委員とは、身近な地域における住民の生活・福祉課題（困りごと）を見守り活動や声かけ、相談対応しながら早期発見する“地域のアンテナ役”です。また、民生児童委員や社協などの関係者・専門職等と連携しながら、近隣住民に働きかけ、一緒になって、発見した生活・福祉課題の解決に向けて取り組んでいただく地域のボランティアです。

福祉委員の活動として

- ・見守り・声かけ活動 ・ ・ ・ 住民の生活・福祉課題（困りごと）の相談対応・発見
- ・専門機関等への連絡 ・ ・ ・ 地域の民生児童委員、地区社協関係者、市社協、行政へ連絡
- ・福祉活動への参画・協力 ・ ・ ・ 市社協・地区社協活動、ふれあいサロン等への参画・協力
- ・生活・福祉情報の周知 ・ ・ ・ 福祉意識に関する啓発活動

2. 活動計画を推進するために連携が必要な団体やそれぞれの役割

(1) 市民（地域住民）の役割

家庭生活や日常生活において、あらゆる場面での“気づき”を大切にしつつ、まず自分にできることを具体的な行動に起こすとともに、地域の行事や各種講座への参加など、活動の第一歩を踏み出すことが期待されます。

なお、ここで言う「市民」には、地域の企業・事業所も含まれます。

(2) ボランティア団体等の市民組織の役割

ボランティア団体等の市民組織は、独自の専門性を持ち、特に高齢者や障害者支援、子育て支援などの分野においては、関心のある市民を受け入れたり、活動の必要性を啓発するなど、市民の意識を高めながら先導していく役割が期待されます。また、団体の組織力を活かしたネットワーク化や政策提言などの機能も期待されます。

(3) 福祉施設等専門機関の役割

社会福祉施設が地域社会の一員として、地域の行事に参加するとともに、施設を開放するなど地域と積極的に関わるとともに、施設が有する様々なノウハウ、人材などを活かして情報提供、相談活動等を行うなど、その専門性を地域に還元することが期待されます。

(4) 行政の役割

「自助」や「共助」の対象領域を越える問題への対応や福祉サービスを提供するとともに、地域福祉推進や、共生社会の構築に向けた総合的な環境整備を進めていく役割を担います。

(5) 市社協の役割

この活動計画の推進については、工程表に基づいて進行管理に努め、毎年、事業の分析及び評価をし、次年度の事業及び活動の見直しを行います。

地域福祉の推進を担う団体として、身近な地域での住民に対する総合的な支援、福祉コミュニティの形成を推進する役割が期待されます。特に、地域住民の生活ニーズをとらえ、様々な社会資源をコーディネートしながら、“地域の福祉力”を支える機能が期待されます。

また最も身近な住民同士で組織される地区社協及び福祉委員会は、地域福祉の大きな原動力となるものであり、地域住民のまちづくりに対する関心を高める役割が期待されます。また、地域でのつながりを活かし、見守り活動の実践や、様々な団体・組織間のネットワークを根付かせる役割が期待されます。



資料

社会福祉協議会の歩み

第三次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定経過

第三次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

第三次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員名簿



社会福祉協議会の歩み

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条にその設置目的が示されていますが、行政サービスでは補いきれない部分をカバーし、地域の実情（ニーズ）にあったサービスを提供することを目的に活動しています。

社会福祉協議会は、昭和26年（1951）年戦後の混乱期を経て、中央・地方の民間社会福祉事業団体の組織統合による民間社会福祉活動の強化を図るために、全国及び都道府県に作られました。さらに福祉活動への住民参加と共同募金運動を地域で支える民間組織の強化等を目的として、各市町村にも組織化が進められました。

昭和37年（1962）年には、その活動の骨格となる「社会福祉協議会基本要項」が策定され、（1）住民の福祉ニーズ及び地域の福祉課題を把握し、それに立脚するとともに、（2）その解決のため住民の自主的な活動の参加と組織化を進めるなど「住民主体」の原則に基づく組織化と活動のあり方が示されました。

その後、自主性の尊重と福祉基盤強化の観点から、昭和58年（1983）年に市町村社会福祉協議会が法制化され、「社会福祉を目的とする事業を企画し、及び実施するよう努めなければならない」と規定されました。

平成2年（1990）に福祉六法が改正され、福祉八法となり、「誰でも、どこでも、いつでも」必要とする福祉サービスを手にすることが出来るノーマライゼーションの地域福祉を目指す動きが活発になり、平成4年（1992）4月1日「新・基本要項」が策定され、「現実に即して、今後の方向を明らかにする」姿勢を堅持するとともに活動姿勢を整備することになり現在に至っています。

大野市社会福祉協議会の沿革

年 月	内 容
昭和39年4月	・社協の専任職員を設置
昭和45年4月	・心配ごと相談所を設置
昭和46年9月	・厚生大臣あて社会福祉法人の設立認可申請
昭和47年1月	・社会福祉法人の設立認可を受け、事務局体制も専任職員、専門員の2名配置 ・社協だより第1号を発行
昭和48年4月	・老人の生きがいと社会参加の向上を目指して小山地区に福寿農園を開園
昭和50年9月	・敬老の日に給食活動実施
昭和52年4月	・賛助会員制を設ける（1口1000円）
昭和53年6月	・大野市老人福祉センターの設立に向け、県内、県外の大野市出身者に寄付を依頼
昭和54年5月	・篤志家及び一般の寄付により大野市老人福祉センターが完成し、大野市から運営を受託。同センターの職員体制も所長を含め5名配置
昭和58年10月	・市町村社協の法制化で、さらにその重要性和社会的責任の遂行が大きな課題となる
昭和59年4月	・専門職員が事務局長を兼任し事務局が独立
昭和60年4月	・専門職員を採用し専任の事務局長を設置 ・事務局体制も事務局長、専任、専門職員の3名配置
昭和61年度	・社会福祉大会を開催し、福祉施設を始めとして、市内のあらゆる団体との交流と連携が行われ、市民の福祉に寄せる関心が高まるようになった。 ・自主財源づくりの気運が高まり、香典の一部の寄付運動の展開、賛助会員の募集、チャリティバザーの開催等に取り組む ・福祉行政関係者と合同で地区福祉懇談会の開催

昭和62年度	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者給食サービスを年8回実施 ・寝たきり高齢者入浴サービス事業を委託実施 ・財政基盤確立のために基金づくりの計画を立てる ・社協活動の理解を深め、福祉のまちづくり推進のために、地区懇談会、集落座談会開催 ・今後の社協の進む方向を共通理解し、効果的推進を図るために、基本的な考え方や5カ年の推進計画を立てる ・基金づくりの計画を立て、5カ年間の補助の約束を取り付ける
昭和63年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア事業の実施 ・コーディネーターの設置 ・ボランティア推進協議会の誕生 ・有終会館本館に事務局、ボランティア室、相談室及び控室を確保 ・郷土諸家有志の作品頒布会を開催し、自主財源づくりに取り組む ・コーディネーターの在宅訪問を通して、保健センター、保健所等と提携強化する ・地域福祉推進委員の訪問活動を促進し、在宅ケアのネットワーク作りに取り組む ・ボランティア基金を始める ・地域福祉推進員の設置及び研修を実施
平成元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まつり（生き生きフェア）を開催 ・当事者組織活動が活発となり課題別に手作り会食や意見交換会の開催 ・ボランティア主導でやまびこコンサートが開催 ・集落、町内で在宅福祉懇談会を開催し、在宅福祉のネットワークをつくるために課題別ボランティアの発掘に努め、3地区の登録があった ・ボランティア事業開始 ・社協組織強化の為、定款、規則、規程等の見直しをする ・会費を300円から500円に値上げすることに取り組む ・職員の増員に取り組み、ボランティア事業の反省評価の中で、長期の構想を立てる
平成2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・100円ずつ2年がかりで会費を500円にする ・理事構成を検討 ・社協活動の5カ年計画を見直す ・保健、医療、福祉の協働活動を積極的に行う ・在宅脳卒中後遺者のリハビリ友の会（ポピーの会）の支援 ・点字、朗読、手話グループ活動の支援 ・市内の社会福祉施設長と社協役員との懇談会を開催
平成3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職員が1名増員となる ・第2回やまびこコンサートが障害者主体で開催
平成4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市よりの高齢者保健福祉対策事業費で入浴サービス事業が大幅に拡充 ・介護者リフレッシュ事業が県の補助事業として導入
平成5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・県長寿祭と福祉祭りを同時に開催 ・登録ホームヘルパーの派遣事業を実施 ・4月に阪谷地区社協が設立 ・地域福祉推進員を福祉委員に改称

平成6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいのまちづくり事業を実施 ・4月に富田地区社協が設立 ・大野市社会福祉大会と福祉まつりを同時開催 ・精神保健福祉ボランティア講座開催 ・一人暮らし高齢者給食サービスが年8回から12回に変更 ・二人暮らし老人世帯の給食サービスを年6回で事業開始
平成7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次大野市社会福祉協議会地域福祉活動5カ年計画を策定 ・大野市社会福祉大会と福祉まつりを同時開催 ・ふれあいのまちづくり事業の2年目 ふれあい福祉センター事業の拡充に取り組む ・市内全校（16校）が福祉協力校となり福祉活動に取り組む ・重度障害者へのオムツ支給事業を開始
平成8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・おおの社協だよりを年6回発行 ・市内福祉協力校へ福祉体験学習指導 ・ジュニアボランティアスクールの開催 ・三国町でのロシアタンカー事故によるボランティアとして当市社協が協力 ・4月に乾側地区社協を設立 ・二人暮らし老人世帯の給食サービスが年6回から12回に変更 ・ふれあいネットワーク情報紙福祉委員便りを発行 ・ホームヘルパー養成3級課程を開催
平成9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画の3年目にあたり小地域ネットワークの充実、地域福祉、在宅福祉の推進及びボランティアセンターの活動強化に取り組む ・一人暮らし老人の給食サービスが年12回から24回に変更
平成10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・10月23日～24日に社協事務所を有終会館別館に移転 ・二人暮らし老人世帯の給食サービスが年12回から10回に変更 ・4月に上庄、小山地区社協を設立 6月に下庄地区社協を設立 ・ホームヘルパー養成2級課程を開催
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員と社協職員の人事交流実施 ・介護保険導入に伴う諸準備 ・平成12年2月1日指定居宅介護支援事業所を開設 ・市より訪問介護事業を受託、同時に11名のヘルパーが移籍される ・二人暮らし高齢者世帯の給食サービスが年10回から8回に変更 ・地域福祉権利擁護事業の開始 ・ホームヘルパー養成3級課程を開催
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日大野市社会福祉協議会訪問介護事業所を開設 ・老人福祉センター内にいきがいデイサービス事業所を開設 ・市より自立支援ホームヘルパー派遣事業を受託 ・市より高齢者家庭相談等ホームヘルパー支援巡回事業の受託 ・市より身体障害者、心身障害者ホームヘルパー派遣事業の受託 ・二人暮らし高齢者世帯の給食サービス利用者お楽しみ会開催 ・二人暮らし高齢者世帯の給食サービスの調査を実施
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・二人暮らし高齢者世帯の調査を実施 ・シルバーメンスクッキング教室を開催 ・6月に大野地区社協を設立

平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者リフレッシュのつどいを実施 ・いきいき健康講演会を開催 ・介護を支える地域づくり啓発講座として講演会、介護・看護教室、体験学習実施 ・ボランティアセンターのホームページを開設
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大野市より参与として職員1名が出向する ・障害者生活支援事業の開始 ・社会福祉協議会の合併事務の推進 ・常務理事制の検討 ・在宅福祉活動事業で利用者アンケートを実施 ・第二次地域福祉活動5ヶ年計画策定
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の合併事務の推進 ・事務局長と常任理事の併任 ・給与規程、会員規程、福祉基金設置規程、表彰規程の全部改正 ・財政運営安定基金設置規程、地域福祉推進会議設置規程の制定 ・経理規程の一部改正 ・児童遊具修繕事業助成金交付要綱の全部改正 ・福井豪雨等災害ボランティア活動の実施
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・和泉村社協を編入し、新大野市社協が発足 ・和泉デイサービス事業継承
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援専門員1名を大野市へ派遣（主任） ・和泉地区社協設立 ・大野市老人福祉センター・和泉総合福祉センターの指定管理受託 ・和泉地区福祉のまちづくりコーディネート事業の受託開始
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大野市より職員1名派遣（主任） ・災害ボランティアセンター連絡協議会設立
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助事業の開始 ・障害児放課後一時預かり支援事業の開始 ・二人暮らし高齢者給食サービスに障害者世帯を追加し、まごころ訪問配食サービス事業という名称に変更 ・各地区民生児童委員、福祉委員、老人家庭相談員の地域福祉研修会の開催
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・お出かけほっとサロン実施事業の試行 ・在宅介護支援センター事業（陽明校区）の受託開始 ・越前おおの福祉サービス人材育成事業の受託開始 ・障害者相談業務事業の受託開始
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会を二分化し、総務部会、事業部会を開催 ・地域支え合い生きがい活動支援事業の受託開始 ・お出かけほっとサロン実施事業の受託開始 ・災害ボランティアセンター活動推進事業の受託開始 ・生活福祉資金専門員設置

第三次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定経過

期日 H23年	策定委員会等	事務局体制
3月		<p>3月16日 企画調整会議にて 第二次地域福祉活動計画の振り返り及び 第三次地域福祉活動計画の進め方検討 3月23日 二次計画の修正（案）を提出 職員チーム編成 ・各事業を分析し、課題を明らかにする。 ・地域の特性を把握し、問題の背景や社会資源を把握する。</p> <p>第1回 平成23年3月23日（水） 活動計画の概要等について検討</p>
4月		<p>第2回 平成23年4月4日（月） 基本フレームについて検討 総合目標決定 第3回 平成23年4月14日（木） 基本フレームについて検討 第4回 平成23年4月28日（木） 基本フレームについて検討</p>
5月		<p>第5回 平成23年5月16日（月） 基本フレームについて検討 第6回 平成23年5月24日（火） 基本フレームについて検討</p>
6月	<p>第1回策定委員会（6月28日） ・委嘱状交付と委員長及び副委員長選出 ・計画のねらいと考え方について ・大野市の地域福祉状況について ・市社協の歩みと方向性について ・計画の基本フレームについて ・策定までの流れについて</p>	<p>第7回 平成23年6月1日（水） 基本フレーム最終案について検討 第8回 平成23年6月22日（水） 実施計画について検討 策定委員選出準備 ・各種団体 等</p>
7月	<p>第2回策定委員会（7月15日） ・第1回策定委員会でのご意見等修正（案）について ・実施計画（案）について ・次回策定委員会日程について</p>	<p>第9回 平成23年7月1日（金） 第1回策定委員会の内容修正（案）及び 実施計画について検討</p>
8月	<p>第3回策定委員会（8月9日） ・最終案について ・その他</p>	<p>第10回 平成23年8月1日（月） 素案（最終案）について検討 第三次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画書作成 （理事会・評議員会へ報告）</p>

第三次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 社会情勢の大きな変化に伴い、大野市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う重要な立場を認識しつつ、その発展を展望した地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定をすることとしている。

このことを踏まえ、今後の市社協の取り組みの方向と事業活動等の内容を明らかにするため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関して必要なこと。

(組 織)

第3条 委員会は、12名以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げるものの中から、会長が委嘱する。

- (1) 区長会代表
- (2) 民生・児童委員会代表
- (3) 老人会代表
- (4) 当事者組織関係者代表
- (5) 福祉施設関係者代表
- (6) ボランティア代表
- (7) 地区社協代表
- (8) 福祉委員代表
- (9) 行政関係者
- (10) その他会長が必要と認めた者

3 委員の任期は計画策定の日までとする。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人、及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は市社協において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成23年6月20日から施行し、委員会の目標達成をもって廃止する。

第三次大野市社協地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No	氏名	所属団体	選出区分
1	本多 奥右衛門	大野市区長連合会	区長会代表
2	瀬川 順男	大野市民生委員児童委員協議会	民生・児童委員会代表
3	石田 欽一	大野市老人クラブ連合会	老人会代表
4	坂本 次義	大野市身体障害者連合会	当事者組織関係者代表
5	柴山 佳樹	大野福祉施設連絡協議会	福祉施設関係者代表
6	熊谷 武二郎	こぶしの会	当事者組織関係者代表
7	宮山 絹子	大野市ボランティア連絡協議会	ボランティア代表
8	吉田 多輝子	下庄地区社会福祉協議会	地区社協代表
9	安川 善紀	下庄福祉委員会	福祉委員代表
10	山田 靖子	大野市社会福祉課	行政関係者

事務局

1	松田 勉	大野市社会福祉協議会	事務局長
2	田中 邦弘	〃	次長心得
3	山内 裕幸	〃	総括主任
4	森尾 喜久代	〃	主任
5	木下 久代	〃	主任
6	近岡 喜代子	〃	主任

**第三次大野市社会福祉協議会
地域福祉活動計画**

発 行 平成23年 8 月
社会福祉法人
大野市社会福祉協議会
〒912-0084 大野市天神町 7 - 15
T E L 0779-65-8773
F A X 0779-65-8776

第三次大野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画



【計画期間：平成23年度～平成27年度】



社会福祉法人 大野市社会福祉協議会